

# 「長野県警察セーフティアプリ（仮称）」の開発及び運用管理に関する委託業務仕様書

## 1 委託業務名

「長野県警察セーフティアプリ（仮称）」の開発及び運用管理に関する委託業務

## 2 委託業務の目的

地域における犯罪発生状況、防犯等に関する各種情報を、タイムリーに利用者に提供することを目的としたスマートフォンアプリ（以下「アプリ」という。）の開発、運用及び保守を委託するもの。

## 3 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

## 4 委託業務の履行期間

### (1) 開発

契約締結日から令和7年1月31日まで

### (2) 運用保守

令和7年2月1日から令和7年3月31日まで

## 5 委託業務の内容

### (1) アプリの設計・開発

### (2) プロジェクトの管理

### (3) アプリのテスト

### (4) アプリの公開

### (5) 管理者研修

### (6) 運用管理、保守

### (7) 指定するドキュメントの作成

### (8) 上記(1)から(7)までの附帯業務

## 6 一般事項

- (1) アプリを構成するソフトウェア、ライセンス等について、本仕様書に記載がないものであっても、アプリの機能を実現するために必要なものは、本契約に含めること。
- (2) 開発及び保守体制について、公告に示す期日（閉庁日を除く。）までに、別記様式「提案機器等一覧」及び説明資料を長野県警察本部（以下「警察本部」という。）に提出、説明し、承認を得ること。承認が得られなかった機器等については、代替の機器等を提示し、あらためて説明の上、承認を得なければならない。この場合において入札までに承認が得られなかったときは、入札に参加できないものとする。
- (3) 契約期間終了後の情報の抹消費用を含めること。

- (4) 本仕様書に定めのない事項又はアプリの開発にあたって疑義や支障が生じた場合は、その都度警察本部と協議し、その指示に従うこと。

## 7 報告・打合せ・連絡手段等

- (1) 定期的及び作業の区切りに進捗状況を警察本部に報告すること。
- (2) アプリの開発業務の進捗、品質等の問題点については、速やかに警察本部に報告し、その対応を協議した上で、警察本部の承認を経て以降の業務にあたること。
- (3) 警察本部が随時の打合せを要求した場合において、受託者は依頼があった日から起算して7営業日以内に応じること。
- (4) 打合せに必要な資料は警察本部の要求に従い受託者が作成し、必要部数を用意すること。
- (5) 受託者が警察本部に資料を要求する場合は必ず書面をもって行うこと。
- (6) 受託者は打合せ後3営業日以内に議事録を作成し、警察本部の承認後、双方で保管すること。
- (7) 使用方法、運用方法等に関する説明、質問、相談等に応じること。

## 8 特記事項

- (1) 警察本部がサプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されないと判断した場合は、警察本部と迅速かつ密接に連携し、代替品選定等を行うこと。
- (2) 不正な変更（機器等の製造工程、流通過程で不正プログラムを含む予期しない又は好ましくない特性を組み込むことをいう。）が疑われると警察本部が判断した場合は、賃貸人において調査及び必要な措置を講ずること。

## 9 仕様等

### (1) アプリ

別紙「機能要件」のとおり

### (2) 設計・開発

#### ア 要件確認

- (ア) 機能要件を警察本部と協議して確認・整理を行うこと。
- (イ) 外部連携に関するインターフェース等の要件については、警察本部及び関係者と調整して決定すること。

#### イ 基本設計

- (ア) 提供する機能及びシステム方式、画面遷移の概要、画面のデザイン等を設計すること。
- (イ) システム構築設計書（基本設計書）を作成し、警察本部の承認を受けること。

#### ウ 詳細設計

基本設計を基に、実装する機能の主要な設計項目について、詳細設計書を作成すること。

#### エ 開発

詳細設計を基に、プログラム製造及びプログラム単体でのテストを行い、構成・変更管理を行うこと。

オ 意見の反映

開発に当たっては、長野県警察の各部署から集約した、機能等に係る意見に基づいて開発を行うこと。

(3) 実施体制

ア アプリの開発プロジェクトを管理するため、受託者は開発責任者を定めること。

イ 受託者は、設計・開発工程におけるスケジュール、成果物、役割分担及びプロジェクトの管理方法等を記した作業計画書を作成すること。

併せて、プロジェクトの責任者、人員等を記した作業体制図を作成し、警察本部の承認を受けること。

ウ 受託者は、承認された作業計画書及び作業体制図に基づき、設計・開発業務に係るコミュニケーション管理、体制管理、工程管理、品質管理、リスク管理、課題管理、システム構成管理、変更管理、情報セキュリティ対策を行い、プロジェクトを管理すること。

エ 受託者は、承認された作業計画書及び作業体制図に基づき、プロジェクトの進捗状況報告書を作成し、必要に応じて警察本部に報告すること。

(4) アプリのテスト

アプリのテストは、総合テスト、試行運用テストを行うものとする。

テストの実施に際しては、事前にテスト計画書を作成し、警察本部に提出した上で、テストを実施すること。

テスト終了時に、実施内容、品質評価結果、及び次工程への申し送り事項等について、テスト結果報告書を作成し、警察本部に報告の上、承認を得ること。

ア 総合テスト

アプリが基本設計の仕様を満たしていることを確認するために総合テストを行い、システムが納品可能な状態であることを確認すること。

確認に当たっては、ソフトウェア製品が仕様に適合し、かつ実稼働環境で利用可能であることを確認できる評価指標又は合格条件を設定した上で、必ず実機を用いて実稼働環境と同等の環境において総合テストを実施すること。

この際には、性能や可用性に係るテストも実施すること。

イ 試行運用テスト

総合テスト実施後、アプリ公開前までの間、警察本部が指定する者に検証用のアプリを提供すること。

なお、アプリ公開時には検証用アプリは消去するものとする。

(5) アプリの公開

開発したアプリはアプリストア等にて無償公開すること。

また、アプリストアへの登録申請から公開までの手続きについて、警察本部が行わなければならない手続きの補助または必要な代行作業を受託者が行うものとする。

登録審査に問題が生じた場合は、アプリの仕様の修正を含め、委託者と改めて協議

を行うものとする。

公開の際、公開者が「長野県警察」であることを明確に示すこと。

#### (6) 管理者研修

操作マニュアル、研修資料を作成・提供すること。

また、管理者機能の操作方法等の研修を、試行運用テスト開始時及び警察本部の要請に応じて、警察本部における対面研修またはWEB等による非対面方式などにより実施すること。

#### (7) 運用管理・保守

##### ア 運用管理

(ア) 受託者は、アプリの運用が常時正常な状態で利用できるよう、24時間365日対応可能な体制を整備すること。

(イ) アプリの運用において障害が発生した場合、障害原因を究明し、障害を復旧させる手段を講じること。また、障害原因等を書面で警察本部に報告すること。

(ウ) サポート窓口は一本化し、休日以外の日（以下「平日」という。）の午前9時00分から午後5時15分までの間、警察本部からの電話又は電子メールを受け付ける窓口を設けること。

(エ) 平日午前9時00分から午後5時15分までの間で、警察本部が保守員の派遣を必要と判断した場合、受託者は速やかに必要な知識及び技術を有する保守要員が保守環境に対して直接対応に当たることのできる体制を整備すること。

(オ) 軽微なシステム変更・改修やOSのバージョンアップは無償で対応すること。  
機能の追加や大規模な改修の必要がある場合は、警察本部と協議すること。

(カ) 保守作業を実施する場合は、事前に保守作業の内容を警察本部に提示して、承認を得ること。

(キ) 契約期間の満了時には、受託者が保存しているデータを消去するなどの措置を行い、警察本部に結果を報告すること。

(ク) 利用者数等に関するレポートを作成し、月1回警察本部へ報告すること。

ただし、受託者が使用する管理画面等で確認できる場合はレポートの作成は不要とする。

##### イ データセンター

(ア) アプリに関するデータの管理のためのデータセンターを設置すること。

データセンターは24時間365日体制の監視、運用体制を要していること。

ただし、事前協議があり、かつ通常必要と認められるメンテナンス等に係る停止は除く。

(イ) サーバは、日本国内のデータセンターにおいて、運営管理等の全てが行われていること。

(ウ) データセンターの設備

a 常時施錠するとともに、立入りを許可されていない者が立ち入らないように、立ち入る者が許可された者か否かを確認できるような措置をとること。

b ICカード、生体認証など、入退室に係るセキュリティ対策を要していること。

- c ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）基準に則したコンピュータ専用ビルであること。
  - d 地震・火災・電源・漏水・防犯監視・データ保管対策が十分とられていること。
  - e 地震対策にあつては、建築基準法の耐震基準を満たした建物で、震度7クラスの地震発生時にもサービス提供可能な耐震、免震又は制震構造であること。
  - f 火災対策にあつては、全館防火壁、不活性ガス消火設備などを装備していること。
- ウ 停電対策にあつては、二系統受電設備、UPS（400KVA 相当以上）、専用発電機（1000KVM 相当以上）を装備していること。
- エ 浸水・漏水対策にあつては、漏水検知機、防水堤等を装備していること。
- オ 防犯対策にあつては、ガラス損傷警報装置（電算機室は鉄板による無窓化）、専用カード入退室管理装置、血流入退室管理装置、各種防犯センサー、監視カメラ等を装備していること。
- カ 機密保持対策にあつては、耐火仕様専用データ保管庫等を装備していること。
- (8) サーバ・通信設備の運用
- ア サーバ機器の多重化、無停電装置の設備等、安定運用のために万全の対策を講じていること。
- イ サーバの設置場所は、常時適切な温度・湿度で管理されていること。
- ウ 通信設備及びハードウェアの冗長化が行われ、レスポンスに配慮した分散処理が可能であること。
- エ ファイアウォールによる防御措置及び不正アクセスを防御するシステムが設置されていること。
- オ 不正プログラム対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルの適用並びに定期的な不正プログラム検査を実施すること。
- また、ウイルス対策を施し、常に最新のパターンファイルを保っていること。
- カ 障害時の対応方法が明確にされており早急な対応が可能であること。
- キ セキュリティホールを解消するために OS のパッチ適用等必要な対応を行っていること。
- ク 不正アクセス、異常アクセス等に対応するアクセス監視対策が整備されていること。
- ケ データ更新等のための通信回線やサーバのアクセスに、十分なセキュリティが確保されていること。
- コ 警察本部以外の者が情報登録したデータの改変、閲覧、取得ができない対策を、ID・パスワード以外の方法においても講じていること。
- サ 受託者は、ISO9001、ISO/IEC27001（又は「JISQ27001」）を取得している者とし、十分な個人情報保護の対策を講じていること。
- シ セキュリティ対策を常に行い、機能を保全すること。
- ただし、何らかの被害があった場合に備え、機能停止手段を準備しておくこと。

ス システム障害や不正アクセス等のセキュリティ侵害事案を認知した場合は、警察本部に通知すること。

セ 不正アクセス等のセキュリティ侵害対策のため、常に警察本部と協力すること。

#### (9) 運用条件

ア 著作権等のある地図等を使用する場合は、不特定多数の利用者が利用するための権利を取得すること。

イ 利用者に快適なサービスを提供できるよう機器・通信回線等を選定すること。

ウ アプリには、警察本部が指示したサイト以外へのリンク、広告並びに警察本部を判別することが可能なロゴ等の掲載は行わないこと。

エ 運用開始後においても表示項目及び項目の増減について、柔軟な対応を可能とすること。

オ iOS、Android のバージョンアップに伴う動作検証を行うとともに、必要な場合は修正バージョンを作成すること。

カ アプリの利用画面は使い方が分かりやすく、簡単であること。

また、誤操作等を防止するデザインであること。

キ 利用者のスマートフォンには、警察本部が提供するアプリ以外のアプリをダウンロードさせる必要がないこと。

ただし、汎用的なドキュメントビューア等、別に必要と思われるアプリがある場合には、警察本部と協議すること。

ク 本サービスに搭載されるコンテンツの著作権、その他の知的財産権は、従前から受託者又は第三者に帰属するものを除き、警察本部に帰属する。

ケ 本サービスの提供を目的としてデータセンターに設置されたサーバ等の機器の所有権及び本サービスを構成するサーバに関するプログラムの著作権等の知的財産権は、受託者及び受託者に利用許諾する第三者に帰属する。

コ 本サービス向けに提供される ASP サービスの機能については、他者及び他人が保有する基本的特許及び周辺特許に抵触しないものとする。

サ 受託者は業務の履行で知り得た事項を、第三者に漏らしてはならない。また、データの秘密保持については、万全の管理を行うこと。

シ 機器更新などによるサービスの運用停止は認めない。

ただし、やむを得ない場合には次の措置をとること。

##### (ア) 計画的停止

受託者は、保守上の理由からサービスの運用を計画的に停止する場合には、2週間前（ただし、セキュリティ上の理由で、早急な対応が必要な場合はその限りでない）までには、警察本部に報告すること。

なお、当該停止により委託者に支障が生ずるときには、停止期間の変更等について協議すること。

##### (イ) 非常停止

受託者は、天変地異等の非常事態その他、受託者の責めに帰することができない事由からやむを得ず本サービスの運用を一時停止する場合、速やかに

警察本部に報告すること。

(10) 保証等

ア システムの障害等による異常を警察本部が認知した場合は、警察本部の通知により、受託者の責任と費用負担により速やかに必要な修理、調整を行い、警察本部に経緯等を報告するものとする。

イ 稼働後におけるソフトウェア等の契約不適合によるシステム不具合が発生した場合は、受託者の責任と費用負担により速やかに不具合を収束させ、警察本部に報告するものとする。

10 情報セキュリティ要件

受託者は、本業務の履行に当たり、次の要件を満たすものとする。

(1) 本契約に関連して知り得た業務上の機密を、本契約の存続期間中はもとより本契約終了後といえども第三者に漏らしてはならない。

また、作業員その他の本契約に業務に関わる者から個別に誓約書を徴収し、機密保持の実効性を担保すること。

(2) 受託者は、受託した業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

(3) 受託業務に関する情報（以下「業務情報及び業務資料」という。）については、特に厳重な取扱いをすること。

(4) 業務情報及び業務資料の目的外使用をしないこと。

(5) 警察本部の意図しない変更は認めない。また、意図しない変更が加えられないことを保証する管理を行うとともに、警察本部の求めに応じて具体的な品質保証体制を証明する書類を提出すること。

(6) 本仕様書で調達するソフトウェアについては、不正な変更（製造工程、流通過程で不正プログラムを含む予期しない又は好ましくない特性を組み込むことをいう。）の有無を確認し、不正な変更が存在した場合は、当該不正な変更の修正を行うとともに、不正な変更の有無を警察本部に報告した上で納入すること。また、警察本部が別途指示した場合は契約後、納入前までに、本仕様書で調達するソフトウェアに係る不正な変更の有無の確認等の書類を提出すること。

(7) 本仕様書で調達するソフトウェアについて、不正な変更が疑われると警察本部が判明した場合は、受託者において調査及び必要な措置を講じること。

(8) 受託者は、情報セキュリティを確保するための体制の整備すること。

(9) 受託者は、情報システムへのアクセスを業務上必要な者に限るための機能、情報システムに対する不正アクセス、不正プログラム感染等への対策機能を提供すること。

(10) 受託者は、クロスサイトリクエストフォージェリ対策、SQL インジェクション対策、クロスサイトスクリプティング対策等、Web アプリケーション、Web ページ等に存在する脆弱性への対応について、警察本部と協議の上、必要な機能を提供すること。

(11) 受託者は本業務の履行に際し、情報セキュリティが損なわれた場合又は業務情報及び業務資料の目的外利用等を認知した場合には、速やかに警察本部に報告するとともに、速やかに所要の措置を執ること。

(12) 受託者は、警察本部の実施する情報セキュリティ監査を受けること。

#### 11 アプリケーション・コンテンツについて

- (1) 提供するアプリケーション・コンテンツが不正プログラムを含まないこと。
- (2) 提供するアプリケーション・コンテンツが脆弱性を含まないこと。
- (3) 実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない限り、実行プログラムの形式でコンテンツを提供しないこと。
- (4) 電子証明書を利用するなど、提供するアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。
- (5) 提供するアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンの OS やソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更を、OS やソフトウェア等の利用者に要求することがないように、アプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。
- (6) サービス利用に当たって必須ではない、サービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないように開発すること。

#### 12 納品成果物

##### (1) 開発

- ア 納入一覧表
- イ システム構築設計書（構成図を含む。）、詳細設計書
- ウ テスト計画書、テスト結果報告書
- エ 操作マニュアル、研修資料
- オ 作業体制図、作業計画書
- カ システム運用計画書
- キ 障害対応連絡先・体制図
- ク 業務アプリケーション（パッケージ、個別開発プログラム）
- ケ その他アプリケーション等の動作に必要なソフトウェア  
※本契約で開発したコードについては、ソースコードを含む。

##### (2) 運用保守

- ア 利用者数等に関するレポート

#### 13 納入場所

納品成果物は、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課（以下「生活安全企画課」という。）に納入すること。

#### 14 納入方法

##### (1) 開発



DVD-ROM 等電磁的記録媒体に格納したもの（原則、MS-Office で作成するものとする。）により納品すること。

なお、操作マニュアル・研修資料については、紙媒体を生活安全企画課に 2 部納品すること。

(2) 運用保守

必要事項を記載した書面により納品すること。

15 納入期限

(1) 開発

令和 7 年 1 月 31 日までに提出すること。

(2) 運用保守

令和 7 年 3 月 31 日までに提出すること。

16 知的財産権の帰属等

(1) 本契約の作業により作成する警察本部独自の成果物に関し、著作権法に関し、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条、第 23 条、第 26 条の 3、第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む全ての著作物を警察本部に譲渡し、警察本部は独占的に使用するものとする。

(2) 成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている時は、警察本部が特に使用を指示した場合を除き、受託者は当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。

なお、この時、受託者は当該著作権者の使用許諾条件につき、警察本部の了承を得るものとする。

17 その他

(1) 受託者は、受託業務の遂行に及び日本国において定められた法令を遵守すること。

(2) 本仕様書に定めのない事項等については、警察本部と受託者で協議のうえ決定するものとする

## 別紙 機能要件

### 1 アプリ全般について

#### (1) アプリの概要

ア 地図情報を基本メニューとした各種機能を提供するものであること。

イ 基本メニューのうち、一部の情報をプッシュ通知により利用者に通知する機能を有すること。

ウ Android 及び iOS 対応のスマートフォン端末で、OS は Android08.0 以降、iOS14 以降に対応すること。

ただし、開発時期等によっては OS のバージョンは変更する場合もある。

#### (2) ダウンロード及びインストール

ア 利用者が Android 及び iOS 対応スマートフォン向けのアプリケーションダウンロードサイト (GooglePlay 及び AppStore) から無償でダウンロードできるようにすること。

また、各アプリストアへの登録申請から公開までの手続きについては、受託者の費用負担により行い、手続きの補助または必要な代行作業を受託者が行うこと。

イ ダウンロードの際、各アプリケーションストアから全ての機能を一括してダウンロードし、インストールできるようにすること。

#### (3) 各種設定機能

ア インストール後の初期登録設定

登録設定は、利用者がいつでも登録内容を修正・再登録できるものにする。

##### (ア) 利用者登録

○ 利用者の属性に関する項目をリストから選択できること。

項目内容については、別途長野県警察本部（以下「警察本部」という。）と協議するものとする。

○ 利用者登録は、利用者の属性分析に資することを目的とし、目的と任意登録であることを必ず明示すること。

##### (イ) プッシュ通知設定登録

○ 通知を受信する市町村を複数選択できること。

○ 通知を受信する属性を選択できること。

##### (ウ) 防犯ブザー・ちかん対策機能の設定

○ 警報音の大きさ及び作動条件を設定できること。

○ メールの送信先又はプッシュ通知の通知先等を複数選択できるようにすること。

##### (エ) 現在地の送信機能登録

メールの送信先又はプッシュ通知の通知先等を複数選択できるようにすること。

### 2 アプリ機能

#### (1) 地図情報機能

## ア 概要

「侵入盗」、「子供への声掛け（不審者）」、「詐欺」、「交通事故」等で構成し、それぞれの情報を表示すること。

## イ 表示項目

### (ア) 地点表示

#### a 検索項目

- 情報種別（複数選択可）

地点表示する情報の種類は、協議の上決定するものとする。

- 時間帯（択一選択）

0時～6時、6時～12時、12時～18時、18時～24時、全時間帯

- 日付選択（プルダウン等にて選択）

公開期間の日付から日時指定ができること。

期間については、協議の上決定するものとする。

- b 地点表示時の地図については、最大1/10,000程度の縮尺で家形図が表示されない縮尺とすること。

- c 情報種別ごとにアイコンを色及び形で分けて、利用者にとって見やすいアイコンとすること。

- d 地図上の各アイコンをクリックすることにより、その属性情報を表示できること。

### (イ) 分布図表示

#### a 検索項目

- 情報種別（択一選択）

分布図表示する情報の種類は、協議の上決定するものとする。

- 時間帯（択一選択）全時間帯

0時～6時、6時～12時、12時～18時、18時～24時、全時間帯

- 表示形式

町丁目単位表示

- b 期間の累計で表示できること。期間については、協議の上決定するものとする。

- c 分布図の凡例を表示すること。

### (ウ) 警察施設

警察本部が指定した警察施設をアイコンで表示し、押下することで属性情報（警察情報、所在地）を表示すること。

### (エ) 地図情報の表示

地図情報は、各地図情報の切替え及び重ね合わせ表示に対応すること。

### (オ) 背景地図

- a 必要なライセンスは受託者が用意すること。

- b 背景地図の更新は、システムを止めることなく、最新の背景地図データを提供すること。

- c 運用開始後の背景地図に関する費用も受託者の負担とする。
  - (カ) 基本操作性
    - a 地図のスクロールや拡大・縮小は、表示が途切れることなくスムーズに連続して動作できること。
    - b 縮尺に応じて、地図上の図柄や注記等の表示項目が自動的に見やすくなるように調整されること。
    - c タッチスクリーン操作に最適化すること。
  - (キ) 付近情報の自動表示
    - 地図の表示範囲に合わせて、画面下部に発生情報を、自動で絞り込み表示すること。
  - (ク) ルート検索
    - 現在地から近い警察署や交番へのルートを検索すること。
  - (ケ) 情報共有
    - 地図に配信された情報について、利用者がメール、ライン、X（旧 Twitter）等を使用して素早く共有できること。
  - (コ) その他
    - a 情報のアイコンは、運用開始後でも変更できること。
    - b 操作方法の説明画面を設置すること。
- (2) 防犯ブザー機能
- ア 概要
    - 利用者が不審者又は犯罪被害に遭遇するなど、身に危険を感じたとき、警告音の吹鳴等、周囲に危険を知らせることができる機能を有すること。
  - イ 基本仕様
    - (ア) 機能起動時に、一定条件の動作により作動・停止する機能を用意すること。
    - (イ) ブザー起動の条件となる動作は、緊急時も容易であるとともに、誤作動を極力避ける仕組みとすること。
    - (ウ) 110 番通報もできるように、通話発信用のアイコン等を設置すること。
    - (エ) 機能を使用した際に、あらかじめ利用者が設定した通知先に、機能を使用した位置情報等をプッシュ通知で通知すること。
    - (オ) プッシュ通知の送受信について、履歴画面から通知内容を確認できること。
    - (カ) 複数のアイコン等により、機能を使用した際にブザー音が吹鳴するものとブザー音が吹鳴しないものの使い分けができること。
- (3) ちかん対策機能
- ア 概要
    - 利用者が、画面表示や警告音等でちかん被害を未然に防止又は周囲に知らせる機能をつけること。
  - イ 基本要件
    - (ア) 機能起動時に、一定条件の動作により作動・停止する機能を用意すること。
    - (イ) 機能起動の条件となる動作は、緊急時も容易であるとともに、誤作動を極力避

ける仕組みとすること。

(ウ) 110 番通報もできるように通話発信用のアイコン等を設置すること。

(エ) 犯人に警告する場合や周囲に知らせる場合等、状況に応じた複数の画面表示を用意すること。

(オ) 機能を使用した際に、あらかじめ利用者が設定した通知先に、機能を使用した位置情報等をプッシュ通知で通知できること。

(カ) プッシュ通知の送受信について、履歴画面から通知内容を確認できること。

#### (4) プッシュ通知機能

##### ア 概要

管理者機能から情報を入力し、利用者のスマートフォンにプッシュ通知できること。

##### イ 基本仕様

(ア) プッシュ通知を配信する際は、通知があったことをスマートフォン画面にダイアログを表示する、ツールバーにアイコンを表示するなど、利用者が一目で識別できるようにすること。

(イ) 情報配信と同時にプッシュ通知を行うこと。

#### (5) 自主防犯パトロール支援機能

##### ア 概要

防犯パトロールの効果と活動意欲の向上に資する機能を搭載すること。

##### イ 基本仕様

(ア) 見守りパトロール起動ボタンにてパトロールが開始され、見守り時間を計測するタイマーが表示されること。

(イ) 見守り終了のボタンを押下することで、タイマーが停止されること。

(ウ) 累積ポイントの増加に応じて、警察本部があらかじめ指定するランク、アイコン等が付与されること。

##### ウ 表示項目

(ア) 常時、利用者のランク、アイコン等及び累積ポイントを表示すること。

(イ) ランキング表示として、市町別の見守りランキングを表示すること。

(ウ) アイコンは、利用者のランクに応じて変化すること。

アイコンのデザインは、警察本部と協議の上、決定するものとする。

##### エ その他

(ア) 機能を起動した際、「ながら運転」禁止についての注意喚起が表示されること。

(イ) 機能終了時にパトロールに対する礼文を表示すること。

(ウ) 過去の見守りパトロール状況の確認ができること。

(エ) その他上記の記載のない事項については、警察本部と協議するものとする。

#### (6) ソーシャルメディア（SNS）連携機能

##### ア 概要

警察本部が公式アカウントを取得しているソーシャルメディアと連携し、アプリ上で表示すること。

## イ 基本仕様

(7) 現時点対象とするのは、「X (旧 Twitter)」及び「YouTube」とする。

(イ) 他のソーシャルメディアと連携できる拡張性も有すること。

### (7) 現在地の送信機能

ア 機能を使用した際に、あらかじめ利用者が設定した通知先に対して、機能を使用した位置情報を通知することができること。

イ 通知する際に付加するメッセージについて、複数の定型文の中から利用者が選択できること。また、通知に対しての返信として、複数の定型文の中から選択できること。

### (8) エリア通知機能

管理者が定める特定のエリアに利用者が入った際に、管理者が作成した緊急情報やお知らせ等を、各 OS の制約の範囲内でプッシュ通知として受信できること。

### (9) お知らせ機能

管理者が任意に作成した周知情報等をテキストだけではなく、画像や地図付き通知できること。また、アプリの画面上に一覧化され集約できること。

### (10) リンク集・相談窓口機能

官公庁等のホームページや相談窓口等の URL リンクや電話番号等を集約しているページを作成すること。

## 3 WEB 版公開マップ機能

### (1) 地図情報機能

#### ア 概要

アプリをインストールしていない利用者向けに、アプリで配信されている各種地図情報と同一の情報が連携しており利用者のパソコン及びスマートフォン等の WEB ブラウザ上で表示すること。

#### イ 表示項目

##### (7) 地点表示

###### a 検索項目

- 情報種別 (複数選択可)

地点表示する情報の種類は、協議の上決定するものとする。

- 時間帯 (択一選択)

0 時～6 時、6 時～12 時、12 時～18 時、18 時～24 時、全時間帯

- 日付選択 (プルダウン等にて選択)

公開期間の日付から期間を指定できるものとする。

選択する期間については、協議の上決定するものとする。

- b 地点表示時の地図については、最大 1/10、000 程度の縮尺で家形図が表示されない縮尺とすること。

- c 情報種別ごとにアイコンを色及び形で分けて、閲覧者にとって見やすいアイコンとすること。

- d 地図上の各アイコンをクリックすることにより、その属性情報を表示できる

こと。

(イ) 分布図表示

a 検索項目

○ 情報種別（択一選択）

分布図表示する情報の種類は、協議の上決定するものとする。

○ 時間帯（択一選択）

0時～時、6時～12時、12時～18時、18時～24時、全時間帯

○ 表示形式

町丁目単位表示

b 期間の累計で表示できること。期間については、協議の上決定するものとする。

c 分布図の凡例を表示すること。

(ウ) 警察施設

警察本部が指定した警察施設をアイコンで表示し、押下することで属性情報（所在地等の情報）を表示すること。

(エ) 地図情報の表示

地図情報は、各地図情報の切替え及び重ね合わせ表示に対応すること。

(オ) 背景地図

a 必要なライセンスは受託者が用意すること。

b 背景地図の更新は、システムを止めることなく、最新の背景地図データを提供すること。

c 運用開始後の背景地図に関する費用も、受託者の負担とする。

d 背景地図を印刷することができること。また、地図の複製が許諾されている地図を使うこととし、複製に関する費用も、受託者の負担とする。

(カ) 基本操作性

a 地図のスクロールや拡大・縮小は、表示が途切れることなくスムーズに連続して動作すること。

b 縮尺に応じて、地図上の図柄や注記等の表示項目が自動的に見やすくなるように調整されること。

(キ) その他

a 情報のアイコンは、運用開始後変更できること。

b 操作方法の説明画面を設置すること。

(2) 利用者の動作環境

ア 利用者のパソコン及びスマートフォンなどに専用のプラグイン等をインストールする必要がないこと。

イ 利用者がWEB公開用地図にアクセスし情報を閲覧するにあたり、以下の環境を考慮すること。

(ア) 対応ブラウザ

① Microsoft Edge 最新版

- ② FireFox 最新版
- ③ Google Chrome 最新版
- ④ Safari 最新版

なお、契約時点における OS のサポート期間等により、対応 OS 等の動作環境は変更する場合があります。

#### 4 メッセージー斉配信サービス機能

##### (1) 基本機能

###### ア 概要

リストに掲載される配信先に対して、防犯情報等を E メール等で送信するシステムであること。

##### (2) 機能要件

###### ア 基本機能

(ア) 高速メール配信エンジンが使用可能な ASP 方式を利用するなど、登録されている配信先に高速でメールを送信できること。

(イ) リスト登録者は最大 1 万 5 千人までの想定とする。

###### イ メール送信機能

(ア) 本機能は、Web サイト経由で使用できること。

(イ) メールの配信及び再配信ができること。

配信する情報内容により、配信先が選択できること。

(ウ) 定型文章の登録・編集・削除が行え、登録した内容を選択し、送信できること。

(エ) 登録されている配信先の中から、選択した一つ又は複数の配信先に送信できること。また、配信先グループ単位での送信ができること。

(オ) 送信メールに対する開封確認を要求する URL を送信できること。

また、開封状況を蓄積し、最新から指定件数分、一覧形式で表示できること。

(カ) 今後の情報発信の強化として、以下メディアに同時配信ができる拡張性をもたせておくサービスであること。

同時配信するサービスは、次の中から協議するものとする。

- ① LINE
- ② SNS (Facebook、X(旧 Twitter)等)
- ③ ショートメール
- ④ 自動架電 (オートコール)
- ⑤ FAX

###### ウ 送信履歴検索機能

(ア) 送信履歴一覧を閲覧でき、選択した送信履歴情報の内容・送信結果等の詳細情報を表示できること。

(イ) 送信メールの応答結果の記録、表示及び出力ができること。

(ウ) 送信メールの応答結果の自動集計が下記の方法でできること。

- ① 一覧表示



## ② グラフと割合の表示

### エ 権限設定機能

(ア) 配信先、配信グループ等の設定は、インターネットに接続可能な端末から行えること。

(イ) 配信先等のメンテナンスは、管理者権限を持つ限られたユーザーのみ可能であること。

### オ 利用者登録機能について

(ア) QRコードからの登録ができること。

(イ) 管理ページから管理者が登録できること。

(ウ) 初期導入時の警察本部の保有する送信先リストのデータ移行を実施すること。

(エ) 移行に必要なデータ等については、警察本部と別途協議すること。

移行データはCSVを想定とし、警察本部で準備すること。

## (3) 非機能要件

ア ASP方式で使用する機器は、IDC(インターネットデータセンター)に設置されていることとし、日本国内のIDCであること。

イ ファイアウォール等を利用することにより、セキュリティを考慮した運用が行えること。

## (4) 動作環境

本サービスを利用する管理端末は以下の仕様を満たすこととし、既設のインターネット接続端末を利用する。詳細については発注者と協議すること。

### ア 管理端末

(ア) OS: Windows 10以上

(イ) CPU: IntelCore 4コア以上

(ウ) ブラウザ: Microsoft Edge、Google Chrome等

(エ) メモリ: 8GB以上

(オ) ディスプレイ: フルHD 1、920×1、080以上

### イ 回線

インターネット回線(固定IPアドレス付)

ただし、契約時期・開発時期によってはOSのバージョンは変更する場合もある。

## 5 管理者機能(情報登録用インターフェース)

### (1) データの管理(入力・修正・削除等)

ア データの管理はWEBブラウザを用いることとし、受託者が提供する管理サイト上で行うことができること。

イ データの公開は警察本部が用意するCSVデータを使用して行うが、これらのデータを取り込み、公開に適した形式に編集してCSVデータとして出力するアプリケーションを提供すること。

ウ 地図情報の表示については、編集後のCSVデータを取り込んで一括処理できる仕組みを用意すること。

エ 公開の際、CSV データ内の住所情報から管理サイト上に地点等を表示させるとともに、警察本部により、地点、属性情報等の修正ができること。

オ 運用中のデータ更新作業は、警察本部で実施することが可能であること。

カ 動作環境は、Windows10 以上とする。

なお、契約時点における OS のサポート期間等により、対応 OS 等の動作環境は変更する場合がある。

(2) 管理サイトへのアクセス及びログイン方法

ア 通信手段には、SSL/TLS を用い暗号化すること。

なお、SSL サーバ証明書の取得・設定・委託業務期間中における更新は、受託者の負担にて実施すること。

イ 管理サイトへのログインは、ユーザ ID 及びパスワードによる認証方式とし、複数の ID 及びパスワードを設定できること。

ウ 管理サイトへのアクセス方式が、警察本部で使用中の動作環境以外のものが必要な場合は、アクセスするための機器一式を用意すること。

(3) ログインユーザの設定

ア ログインユーザのアカウント設定は、100 件を上限に設定できること。

イ 警察本部において、ユーザ単位でアカウント及び権限の設定をできるものとし、それぞれにユーザ ID 及びパスワードが設定可能であること。

(4) 更新されたデータの反映時期

更新（入力・修正・削除等）データは、速やかに反映されていること。

(5) 地図機能のデータ管理

ア 警察本部が別に保有する公開用データが、登録・修正・削除が可能であること。

イ データの更新は、管理者サイト上の管理メニューから行えること。

なお、アプリ及び WEB 公開用地図の情報更新は、更新が一括反映される仕組みを提供すること。

(6) ログ解析

ア 管理者画面から、ログ情報を CSV データとして出力できること。

イ 各機能単位で、アクセス数や不具合発生状況を確認できること。

ウ 利用者登録の統計が確認できること。

(7) データの返却

ア 契約満了後、警察本部より受領したデータについては、全て警察本部に返却すること。

イ データ返却に関しては、次期システムへの移行作業前に警察本部と十分な協議を行うこと。

ウ データ返却の実施計画に関して過去の実績・ノウハウ等を最大限活用し、警察本部側担当者の作業負担が最小限となるような計画を立てること。

エ 事前に、返却に係るスケジュールを提出し、警察本部の承認を得ること。